防府市新規就農者総合対策事業（経営開始資金）補助金交付要綱

令和４年４月１日制定

（趣旨）

第１条　この要綱は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）の別記２経営開始資金に基づいて行う、防府市新規就農者総合対策事業（経営開始資金）（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第２条　防府市内で次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、毎年度予算の範囲内で、経営開始資金の交付を行うものとする。

（交付要件等）

第３条　経営開始資金の交付対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。

（１）　独立・自営就農時の年齢が、原則５０歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

（２）　次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア　農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第３条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第１項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号。以下「令和４年改正法」という。）附則第５条に基づく公告があったもの、令和４年改正法附則第９条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

イ　主要な農業機械・施設を交付対象者が所有している又は借りていること。

ウ　生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ　交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ　交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

（３）青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の４第１項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第14条の５第２項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第３項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

（４）　青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料（第１－２号様式）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

ア　農業経営を開始して５年後までに農業(農業生産のほか､農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ　計画の達成が実現可能であると見込まれること。

（５）　経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから５年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等の経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。市長は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は、交付の対象外とする。

（６）　地域計画（基盤強化法第19条第１項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第３項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プラ

ンの具体的な進め方について(令和元年６月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。）の２の（１）の実質化された人・農地プラン、同通知の３により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の４により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

（７） 次に掲げる条件に該当していること。

ア 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

イ 国実施要綱の別記３雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の別記２農の雇用事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和３年１月28日付け２経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記２就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和３年12月20日付け３経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急対策実施要綱」という。）の別記２雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記１の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

エ 国実施要綱の別記１経営発展支援事業、国緊急対策実施要綱の別記６初期投資促進事業又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年12月１日付け５経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記２初期投資促進事業について補助対象事業費の上限額である1,000万円(夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

（８） 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設につ

いて、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

（９） 前年の世帯全体の所得が６００万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が６００万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は、採択及び交付を可能とする。この場合、市長は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。

(10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

(11) 令和３年４月以降に農業経営を開始した者であること。

(12) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

（交付金額及び交付期間）

第４条 経営開始資金の額は、交付期間１月につき１人あたり12.5万円（１年につき150万円）とする。また、交付期間は最長３年間（経営開始後３年度目分まで）とする。

２ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間１月につき夫婦合わせて前項の額に１．５を乗じて得た額（１円未満は切捨て）の資金を交付する。

（１） 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

（２） 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

（３） 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

３ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者

等に限る。）に交付期間１月につきそれぞれ第１項の額を交付する。

なお、経営開始後３年以上経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業又は第１項の交付を受けている場合は、その３年度目を超えている農業者）が法人の役員に１名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

（青年等就農計画等の承認申請）

第５条　資金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青年等就農計画等を作成し、青年等就農計画等承認申請書（第１－１号様式）により、市長に承認の申請をしなければならない。なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、農林水産振興課に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、山口県山口農林水産事務所等の関係機関、第19条のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査する。審査の結果、第３条の要件及び、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について」（令和４年３月29日付け３経営第3216号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を青年等就農計画等審査結果通知書（第２号様式）により申請者に通知する。

なお、審査に当たっては、山口県山口農林水産事務所等の関係機関、第19条のサポート体制の関係者等による面接等を行うものとする。

３　前項の承認を受けた申請者は、青年等就農計画等を変更するとき、青年等就農計画等変更承認申請書（第１－１号様式）により計画の変更を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合はこの限りでない。

４　市長は、前項の青年等就農計画等の変更の申請があったときは、第２項の規定に準じて承認する。

（資金の交付申請）

第６条　前条第２項の承認を受けた申請者は、経営開始資金交付申請書（第３号様式）により、市長に資金の交付を申請しなければならない。資金の申請

は半年分又は１年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から１年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、令和５年４月以降の農業経営とする。

２　市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは経営開始資金交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知する。

３　市長は、前項の規定による資金の交付決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付して資金の交付を決定することができる。

（資金の交付）

第７条　前条の規定による通知を受けた申請者が、資金の交付を受けようとするときは、経営開始資金請求書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の停止）

第８条　市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する。

（１）　第３条の要件を満たさなくなった場合

（２）　農業経営を中止した場合

（３）　農業経営を休止した場。

（４）　第12条第１項の就農状況報告を定められた期間内行わなかった場合。

（５）　第12条第２項の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間１５０日かつ年間１，２００時間）未満である場合、市長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など。）。

（６）　国実施要綱の別記２第10の３に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

（７）　前年の世帯全体の所得が６００万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が６００万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することが

できる。）ただし、当該所得が６００万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は、交付を可能とする。この場合、市長は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。

（交付の中止）

第９条　資金の交付を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、資金の受給を中止するときは、中止届（第６号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による中止届の提出があったとき、又は前条第１号、第２号、第４号から第６号までのいずれかに該当するときは、資金の交付を中止する。

（交付の休止）

第10条　交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止するときは、休止届（第７号様式）を市長に提出しなければならない。なお、休止期間は原則１年以内とする。

２　市長は、前項の規定による休止届の提出があったときは、その内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、資金の交付を休止する。ただし、やむを得ないと認められないときは、資金の交付を中止する。

３　前項の規定により資金の交付が休止された交付対象者が就農を再開するときは、経営再開届（第８号様式）を市長に提出しなければならない。

４　市長は、前項の規定による経営再開届の提出があったときは、適切に農業経営を行うことができると認められるときは、資金の交付を再開することができる。

５　交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は１度の妊娠・出産又は災害につき最長３年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、第３項の経営再開届と合わせて第５条第３項の手続きに準じて青年等就農計画等の変更を申請しなければならない。ただし、第４条第２項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

（資金の返還）

第11条　市長は、次の各号に掲げる要件に該当する交付対象者に対し、交付した資金の返還を命ずるものとする。ただし、第１号又は第３号に該当する場合において、病気や災害等のやむを得ない事情があるとして市長が認めたときはこの限りでない。

（１）　第８条第１号から第６号までに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

（２）　虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

（３）　経営開始資金の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じて得た額を返還する。ただし、第13条の中断届の手続きを行い、就農を中断した日から原則１年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

２　市長は、前項の規定により資金の返還をさせる場合においては、当該受給者に対し期限を定めて経営開始資金返還請求書（第９号様式）により、その返還を命ずるものとする。

３　交付対象者は、第１項第１号又は３号に該当する場合において、病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（第10号様式）を市長に申し出なければならない。

４　前項の規定により提出された返還免除申請書の申請内容がやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

（就農状況報告）

第12条　交付対象者は交付期間中、毎年７月末及び１月末までにその直前の６か月の就農状況報告（第11－１号様式）により、市長に報告しなければならない。

また、交付期間終了後５年間（第13条記載の就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて５年間とする。以下同じ。）、毎年７月末及び１月末までにその直近６か月の作業日誌（第11－２号様式）を、市長に提出しなければ

ならない。

さらに、交付対象者は、毎年１回、就農状況報告の際（原則、毎年１月末までの報告時）に、別紙様式第11－１号別添７の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による就農状況報告の提出があったときは、第19条のサポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要なときは、第19条のサポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（第12号様式）を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

３　前項に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年１回は、以下(１)から(３)までの方法により、就農状況チェックリスト（第12号様式）を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

（１）　交付対象者への面談

ア　営農に対する取組状況

イ　栽培・経営管理状況

ウ　青年等就農計画等達成に向けた取組状況

エ　労働環境等に対する取組状況

（２）　圃場確認

ア　耕作すべき農地が遊休化されていないか

イ　農作物を適切に生産しているか

（３）　書類確認

ア　作業日誌

イ　帳簿

ウ　農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第３条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和４年改正

法附則第５条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和４年改正法附則第９条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条第１項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下に同じ）

（就農中断報告）

第13条　交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後１か月以内までに市長に就農中断届（第13号様式）を提出しなければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則１年以内とし、就農を再開する場合就農再開届（第14号様式）を提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。また、就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

（離農報告）

第14条　交付対象者は、交付期間終了後５年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後１か月以内に離農届（第15号様式）を、市長に提出しなければならない。

（住所等変更報告）

第15条　交付対象者は、資金の交付期間内及び交付期間終了後５年間について、氏名、居住地、電話番号等を変更したときは、変更後１か月以内に住所等変更届（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第16条　交付対象者は、事業の施行状況及び事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備のうえ、資金の交付のあった日の属する年度の翌年度４月１日を起算日とし、５年間保存しなければならない。

（報告及び検査等）

第17条　市長は、第12条に定めるもののほか必要があると認めるときは、交付対象者に対し報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の実施状況を検査し、又は事業の実施上必要な指示をすることができる。

（交付情報等の登録）

第18条　市長は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。なお、本事業の実施に際して得る個人情報については、個人情報の取扱い（第17号様式）により適切に取り扱うものとする。

（サポート体制の整備）

第19条　市長は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、山口県山口農林水産事務所、山口県農業協同組合防府とくぢ統括本部、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、防府市農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。市長は、国実施要綱別紙様式第25号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、公表するものとする。

２　市長は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（国実施要綱の別記２において「サポートチーム」という。）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

３　交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は（１）及び（２）について、サポートチームは（３）について行うものとする。

（１）　第５条第１項の青年等就農計画等作成への助言及び指導

（２）　第５条第２項の審査への参加

（３）　第12条第２項の就農状況の確認、助言及び指導

（農業共済等の積極的活用等）

第20条　市長は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

　また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

（その他）

第21条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度分から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

第１－１号様式（第５条関係）

青年等就農計画等（変更）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）防府市長

住　　所：
氏　　名：
電話番号：
（生年月日：　　年　　月　　日：　　歳）

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月 29 日付け ３経営第 3142 号 農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（１）の規定に基づき青年等就農計画等の（変更）承認を申請します。

注１）青年等就農計画等（基盤強化法第 14 条の４第１項に規定する青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料（第１－２号様式）を添付するもの。）を添付すること。
注２）計画申請時には（）内を削除すること。
　計画変更を申請する場合には、（）内を記載するとともに、下線部を「第６の２の（２）」に変更すること。なお、添付資料のうち変更がないものは省略できる。

第１－２号様式（第５条関係）

経営開始資金申請追加資料

年　　月　　日

（宛先）防府市長

住　　所：
氏　　名：
電話番号：
（生年月日：　　年　　月　　日：　　歳）

新規就農者育成総合対策実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて$_{*2}$）誓約します。

1　メールアドレス

2　農業を始めようと思った理由

3　「人・農地プラン」への位置づけ

集落又は地域名等		□位置づけられている　□位置づけられる見込み
□農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4　交付期間（経営開始型）

年　　月　～　　年　　月

5　過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年　　月　　日～　　年　　月　　日

6　その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	□ 加入している又は加入予定（　　月） □ 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	□ 給付等を受けている □ 給付等を受けていない
農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	□ 交付を受けている又は受けたことがある □ 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得＊1	万円

前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）

本欄は交付主体等の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有　□無） 【所見】

7　保証人*2

住　所 氏　名
住　所 氏　名

（添付書類）
別添１：収支計画
別添２：履歴書
別添３：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
別添４：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
別添５：経営を継承する場合は、従事していた期間が５年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）　の写しなど）
別添６：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
別添７：通帳の写し
別添８：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
別添９：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）
＊１　「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第 292 条第１項第 13 号に定める「合計所得金額」。
＊２　保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

別添１

収 支 計 画

＊既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			経営開始				
			１年目 （ 年 月～ 年 月）	２年目 （ 年 月～ 年 月）	３年目 （ 年 月～ 年 月）	４年目 （ 年 月～ 年 月）	５年目 （ 年 月～ 年 月）
農業収入	○○ （作目）	経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
	その他						
経営開始資金(円)						－	－
収 入 計 （円)①(資金を除く)							

		経営開始				
		１年目 （ 年 月～ 年 月）	２年目 （ 年 月～ 年 月）	３年目 （ 年 月～ 年 月）	４年目 （ 年 月～ 年 月）	５年目 （ 年 月～ 年 月）
農業経営費（円）	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支 出 計 （円） ②						
【参考】設備投資 （内容、金額）						

所得計（円） ①－②					

＊夫婦共同経営の場合はこれらの１．５倍。

別添２

履　歴　書

１．氏名等

(ふりがな)					
住　所	〒□□□－□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□－□□□□				
(ふりがな)		生　年　月　日	年 齢	性別	電　話　番　号
氏　　名		年　月　日		1.男 2.女	

２．家族構成

氏　　名	続 柄	生　年　月　日	住　　所

３．学歴等

	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
履						
歴				年	月	免許・資格

第２号様式（第５条関係）

第　　号
年（　　年）　　月　　日

（申　請　者　住　所）
（氏　　名）　　様

防府市長

青年等就農計画等審査結果通知書

年　　月　　日付けで申請のありました青年等就農計画等については、審査の結果、承認（不承認と）されたので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第７の２の（２）の規定に基づき通知します。

第３号様式（第６条関係）

経営開始資金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）防府市長

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（３）の規定に基づき経営開始資金の交付を申請します。

<table>
<tr><td>交付期間</td><td colspan="3">年　　月　　日 ～ 年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>今回申請する資金の対象期間</td><td colspan="3">年　　月　　日 ～ 年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>前年の世帯所得※1
被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※２)を記載</td><td>（ア）</td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>今年の交付金額※3　(150万円)</td><td>（イ）</td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>今回の交付申請額</td><td></td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等
（ 例：生活保護制度、雇用保険制度（ 失業手当）等）
・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成</td><td colspan="2">□　受けている又は受けたことがある
□　受けていない又は受けたことがない</td></tr>
</table>

※1　本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が 600 万円以下であること。
※2　地方税法第 292 条第1項第13 号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
※3　夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

資金の振込口座※

<table>
<tr><td rowspan="4">金融機関店舗名等</td><td colspan="4">銀行　信用金庫　信用組合　労働金庫
農業協同組合　信用農業協同組合連合会
農林中金</td><td>店・所</td><td>出張所</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">金融機関コード</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>預金・貯金の種類</td><td>普通預金･当座預金</td><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>郵　便　局</td><td>記号</td><td></td><td>（当座）番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>口座名義人</td><td colspan="2">(ふりがな)
氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（添付書類）
・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

第４号様式（第６条関係）

第　　号
年（　　年）　　月　　日

（申　請　者　住　所）
（氏　　名）　　様

防府市長　　印

経営開始資金交付決定通知書

年　月　日付け　　第　　号で申請のありました経営開始資金交付については、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第７の２の（４）の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

１　交付決定の内容

交　付　期　間	年　月　日～　年　月　日
今回決定する資金の対象期間	年　月　日～　年　月　日
交　付　金　額	金　円

２　遵守事項

（１）　資金の受給を、中止する場合は中止届を、休止する場合は休止届を提出しなければならない。

（２）　交付期間中、毎年７月末及び１月末までに就農状況報告を提出しなければならない。また、交付期間終了後５年間、毎年７月末及び１月末までにその直近６か月の作業日誌を提出しなければならない。

（３）　交付期間内及び交付期間終了後５年間について、居住地や電話番号等を変更したときは、変更後１か月以内に住所等変更届を提出しなければならない。

（４）　事業の施行状況及び事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備のうえ、資金の交付のあった日の属する年度の翌年度４月１日を起算日とし、５年間保存しなければならない。

（５）　法令の定めによるほか、実施要領の定めに従わなければならない。

３　その他

（１）　次のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する。

ア　国実施要綱の別記２第５の２（１）の要件を満たさなくなったとき。

イ　農業経営を中止したとき。

ウ　農業経営を休止したとき。

エ　就農状況報告を行わなかったとき。

オ　就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき。

カ　国実施要綱の別記２第10の３に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しないとき。

キ　前年の世帯全体の所得が６００万円を超えた場合。

（２）　次のいずれかに該当するときは、資金の返還を命ずるものとする。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときはこの限りでない。

ア　（1）のアからカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月も含む。）の資金を月単位で返還

イ　虚偽の申請等を行った場合、資金の全額を返還

ウ　経営開始資金の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合には、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。

第５号様式（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）防府市長

住所

氏名

経営開始資金請求書

年　月　日付け　　第　　号により額の交付決定通知のありました防府市新規就農者総合対策事業（経営開始資金）について、防府市新規就農者総合対策事業（経営開始資金）補助金交付要綱（令和４年４月１日制定）第７条の規定に基づき交付されるよう請求します。

記

請求額　　円

振込先

振　込　先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合	
	支店・店・支所・出張所	
口座番号･種別		１:普通 ２:当座３:その他（　　）
口座名義 カタカナで記入願います		

第６号様式（第９条関係）

中 止 届

年　　月　　日

（宛先）防府市長

氏　名

経営開始資金の受給を中止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（４）の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年　　月　　日
中止理由	

第７号様式（第 10 条関係）

休 止 届

年　　月　　日

（宛先）防府市長

氏　名

経営開始資金の受給を休止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月 29 日付け３経営第3142 号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（５）の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年　月　日 ～　年　月　日	
休止理由		
再開に向けたスケジュール	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

添付書類
・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
・被災証明等被災が確認ができる書類（災害により休止する場合）

第８号様式（第 10 条関係）

経 営 再 開 届

年　　月　　日

（宛先）防府市長

氏　名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月 29 日付け３経営第3142 号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（５）の規定に基づき就農再開届を提出します。

休止期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
経営再開日	年　　月　　日
交付残期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日

第９号様式（第 11 条関係）

第　　号
年（　　年）　　月　　日

（申　請　者　住　所）
（氏　　名）　　様

防府市長　　印

経営開始資金返還請求書

年　月　日付け　　第　　号により交付決定通知を行った防府市新規就農者総合対策事業（経営開始資金）について、防府市新規就農者総合対策事業（経営開始資金）補助金交付要綱第 11 条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　交付金額

２　返還額

３　返還期日

４　返還理由

５　返還方法

第10号様式（第11条関係）

返還免除申請書

年　　月　　日

（宛先）防府市長

氏　名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（７）の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	

第 11－１号様式（第 12 条関係）

就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始○年目・交付開始○年目（○～○月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後○年目」とする。

年　　月　　日

（宛先）防府市長

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（６）の規定に基づき就農状況報告を提出します。

１．　独立・自営就農（予定）時期

	既に就農している	年　　月　　日就農
	まだ就農していない ※	年　　月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要（添付書類も不要）

２．営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等
合　計	

農業経営の構成（交付対象者本人・家族労働力）	氏　　名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄（法人経営にあたっては役職）	年間の農業従事日数※	担当業務

雇用労働力	（人・日※）

※１日の農業従事時間を８時間で換算

３．経営規模の報告

<table>
<tr><td rowspan="4">経営耕地</td><td colspan="2">区分</td><td colspan="2">面積（a）</td></tr>
<tr><td colspan="2">所有地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">借入地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">内訳
（平成 30 年度以前に承認を受けた交付対象者のみ記入）</td><td>親族から</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>第三者から</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">特定作業受託</td><td rowspan="2">作目</td><td rowspan="2">作業内容</td><td colspan="2">実績</td></tr>
<tr><td>作業受託面積等</td><td>生産量</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">作業受託</td><td>作目</td><td>作業内容</td><td colspan="2">実績（作業受託面積等）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>単純計</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>換算後</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載
「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

４．前年の世帯全体の所得（資金含む）＊1

※経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

万円

前年の世帯全体の所得が６００万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）

※本欄は交付主体等の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有 □無） 【所見】

5．農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

※ 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6．地域のサポート体制について

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

7．報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※国実施要綱別記２の第７の２の（12）に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

8．農業共済その他農業関係の保険への加入状況について

（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業 共済等の名称	

９．計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画並びに第１－２号様式の別添１の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策（課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等（改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入）

添付書類

別添　１．作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）

２．決算書＊2及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（７月の報告の際のみ添付する。）

３．通帳及び帳簿の写し＊３

４．農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類＊４

５．農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し＊４

６．前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付

７．環境負荷低減のチェックシート（原則、１月の報告の際のみ添付する。）

＊１　７月の報告の際のみ記入する。

＊２　経営開始資金の交付期間のみ添付する。

＊３　就農準備資金の交付を受けた者のうち、親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、１回目の報告の際のみ添付する（それ以外の者は、就農届（国実施要綱別紙様式第14号）等で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。）。

＊４　就農準備資金の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

別添１

作業日誌

	作　業　内　容	作業時間 （単位：時間）
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
	合　計	

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添２

決算書

（経営開始〇年目　　年　月～　　年　月）

			計画※ 経営開始〇年目 a	実績 b	実績／計画 b ／ a
農業収入	○○（作目）	経営規模			
		生産量			
		売上高 （円）			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 （円）			
	特定作業受託分	経営規模			
		生産量			
		売上高 （円）			
	その他（作業受託含む）				
経営開始資金（円）					
収入計（円）　①（資金を除く）					
収入計（円）　②（資金を含む）					

		計画※ 経営開始〇年目 a	実績 b	実績／計画 b ／ a
農業経営費（円）	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計（円）　③				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農業所得計（円）　④ ＝ ①－③				

農外所得（円）⑤		総所得（資金含む）（円） ② － ③ ＋ ⑤	

※計画欄には、第11－１号様式の別添１の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

別添７

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

	（１）適正な施肥	報告時（しました）
①	肥料の適正な保管	□
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	□
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	□

	（２）適正な防除	報告時（しました）
⑤	農薬の適正な使用・保管	□
⑥	農薬の使用状況等の記録・保管	□
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	□
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	□
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	□

	（３）エネルギーの節減	報告時（しました）
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	□
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	□

	（４）悪臭及び外注の発生防止	報告時（しました）
⑫	悪臭・外注の発生防止・低減に努める	□

	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時（しました）
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□

	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時（しました）
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	□
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除け検討（再掲）	□

	（７）環境関係法令の遵守等	報告時（しました）
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑰	関係法令の遵守	□
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	□
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	□

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和３年５月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030 年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和５年 12 月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和９年度の本格実施に向けて、「令和６年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

（１）適正な施肥
・肥料の品質の確保等に関する法律 （昭和 25 年法律第 127 号）
・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 （昭和 45 年法律第 139 号）
・土壌汚染対策法 （平成 14 年法律第 53 号） 等

（２）適正な防除
・農薬取締法 （昭和 23 年法律第 82 号）
・植物防疫法 （昭和 25 年法律第 151 号） 等

（３）エネルギーの節減
・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）等

（４）悪臭及び害虫の発生防止
・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）
・悪臭防止法 （昭和 46 年法律第 91 号） 等

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和 45 年法律第 137 号）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）等

（６）生物多様性への悪影響の防止
・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
・水質汚濁防止法 （昭和 45 年法律第 138 号）
・湖沼水質保全特別措置法 （昭和 59 年法律第 61 号）
・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）
・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）
・漁業法 （昭和 24 年法律第 267 号）
・水産資源保護法 （昭和 26 年法律第 313 号）
・持続的養殖生産確保法 （平成 11 年法律第 51 号） 等

（７）環境関係法令の遵守等
・労働安全衛生法 （昭和 47 年法律第 57 号）
・環境影響評価法 （平成 9 年法律第 81 号）
・地球温暖化対策の推進に関する法律 （平成 10 年法律第 117 号）
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
・森林法（昭和 26 年法律第 249 号） 等

別添７

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	（１）適切な施肥	報告時（しました）
①	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管	□
②	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□

	（２）適正な防除	報告時（しました）
③	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の適正な使用・保管	□
④	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存	□
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	□

	（３）エネルギーの節減	報告時（しました）
⑥	畜舎内の証明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	□

	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時（しました）
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	□
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない □） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	□

	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時（しました）
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□

	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時（しました）
⑩	※特定事業場である場合（該当しない □）	□

	（７）環境関係法令の遵守等	報告時（しました）
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑫	関係法令の遵守	□
⑬	GAP・HACCP について可能な取組から実践	□
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	□
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	□
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	□

注　※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない □）にチェックしてください。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和３年５月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030 年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和５年 12 月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和９年度の本格実施に向けて、「令和６年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

（１）適正な施肥
・肥料の品質の確保等に関する法律 （昭和 25 年法律第 127 号）
・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 （昭和 45 年法律第 139 号）
・土壌汚染対策法 （平成 14 年法律第 53 号） 等

（２）適正な防除
・農薬取締法 （昭和 23 年法律第 82 号）
・植物防疫法 （昭和 25 年法律第 151 号） 等

（３）エネルギーの節減
・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）等

（４）悪臭及び害虫の発生防止
・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）
・悪臭防止法 （昭和 46 年法律第 91 号） 等

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和 45 年法律第 137 号）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）等

（６）生物多様性への悪影響の防止
・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
・水質汚濁防止法 （昭和 45 年法律第 138 号）
・湖沼水質保全特別措置法 （昭和 59 年法律第 61 号）
・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）
・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）
・漁業法 （昭和 24 年法律第 267 号）
・水産資源保護法 （昭和 26 年法律第 313 号）
・持続的養殖生産確保法 （平成 11 年法律第 51 号） 等

（７）環境関係法令の遵守等
・労働安全衛生法 （昭和 47 年法律第 57 号）
・環境影響評価法 （平成 9 年法律第 81 号）
・地球温暖化対策の推進に関する法律 （平成 10 年法律第 117 号）
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
・森林法（昭和 26 年法律第 249 号） 等

第11－２号様式（第12条関係）

作業日誌（独立・自営就農）
交付終了後〇年目　（〇～〇月分）

年　　月　　日

（宛先）防府市長

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（６）の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作　業　内　容	作業時間
月　　週		
月　　週		
月　　週		
月　　週		
月　　週		
月　　週		
月　　週		
月　　週		
月　　週		
	合　　計	

添付資料

・確定申告書類又は所得証明書の写し（７月の報告の際のみ添付する。）

・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

※　上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

第 12 号様式(第 12 条関係)

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:
確認対象者氏名:
経営開始資金交付の有無: 有 ・ 無
確認者所属・名前:
確認日: 年 月 日

1　交付対象者への面談用（これまでの状況について聞き取って下さい。）

ア　営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について（研修会等への参加、質問・相談の状況等）	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している ・ たまに参加・協力している ・ 参加・協力していない

イ　栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している・ 取り組んでいない
g 経営状況（収支状況）の把握	把握している ・ 概ね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している　・　②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物(畜種)名:　　]	①計画どおりの量を生産している　・　②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:　　]	①計画どおりの量を生産している　・　②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

[作物(畜種)名:　　]	①計画どおりの量を生産している　・　②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物(畜種)名:　　]	①計画どおりの売上を計上している　・　②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:　　]	①計画どおりの売上を計上している　・　②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:　　]	①計画どおりの売上を計上している　・　②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ　労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 （加工を行っている場合のみ）	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

２　　ほ場（現地）確認用　　（確認期間中の状況について記載して下さい。）

ア　耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない　・　概ね遊休化されている土地はない　・　遊休化されている土地がある 作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている　・　概ね適切に生産されている 適切に生産されていない土地がある。（管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。）　・　作付期間外である

3　書類確認用　　（これまでの状況について記載して下さい。）

ア　農業従事日数

日、	時間

イ　帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている　・　帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある　・　帳簿をつけていない

ウ　農地の権利設定状況　（農地の権利設定に変更があった場合のみ）

農地法第3条の許可等（※）により農地の権利を有している　・　農地法第3条の許可等を得ていない

※公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4　総合所見

第 13 号様式（第 13 条関係）

就 農 中 断 届

（宛先）防府市長

年　　月　　日

氏　名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月 29 日付け３経営第3142 号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（６）の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年　月　日 ～　年　月　日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

第 14 号様式（第 13 条関係）

就 農 再 開 届

（宛先）防府市長

年　　月　　日

氏　名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（６）の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
就農再開日	年　　月　　日
要就農継続残期間	就 農 再 開 日　～　　年　　月　　日

第 15 号様式（第 14 条関係）

離 農 届

（宛先）防府市長

年　　月　　日

氏　名

下記の理由により離農したので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（６）のカの規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年　　月　　日
離農理由	

添付書類

・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日が分かる伝票等）

・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類（離職票・雇用保険受給資格者証、離職証明書、社会保険資格喪失証明書等）

第 16 号様式（第 15 条関係）

住 所 等 変 更 届

年　　月　　日

（宛先）防府市長

氏　名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月 29 日付け３経営第3142 号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（６）の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（　　）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（　　）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

第 17 号様式（第 18 条関係）

（宛先）防府市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

新規就農者総合対策事業に係る個人情報の取扱いについて

防府市は、新規就農者総合対策事業の実施に際して得た個人情報について、防府市個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、防府市は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関（注）	国、都道府県、市町村、青年農業者等育成センター、 全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会、 農業協同組合、農地中間管理機構、農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年　　月　　日

住所

氏名